上

居之逞志

-254

F
キ-47

居家遠志叙

居家遠志者乃余所隨筆也遠志猶迂遠之遠也非敢覬君子知其大者遠者之域也志記也余也業醫乃幸多暇常如橘熟時嘗有條術却誇閑富貴懶自上常慣睡工夫之句嗚呼者人知吾哉夫子謂弟子居則曰不知吾也至矣此言貫千歲之下人之心腸焉當以升平之化錢乞匄以暖衣飽食治不乏其人則用於世者固不知而後用也不用於世者所知而后不用也然不用者則曰不知吾也業醫者

490.4
Ky-1
慶應義塾大学医学情報センター
昭和47年6月28日
No. 2908
18 K254
富士川文庫
72

亦然良工乃用麤工乃廢然廢ときは則曰不知
吾也居今而云不知吾者惑之甚也余知以刀
圭之多暇故知世人之知吾也今也此書閑
冨貴賤工夫之所從成也若夫刀圭頻々則
何有暇書此述遠之事乎保萬乃眼廚
懐謝寧め之事云之名斯書云
文化乙丑嘉平月春梁源人書于榮軒

居家遠志

寶曆の頃吉益周助といへる醫師ありて古方といふ
ことを唱へて自一家をなせり其言に萬病一毒
一毒萬病といふを宗として猛烈なる
肘后方一方の中よりかやうのことを誤謬しるもあまた
崔元亮海上方云云古人用毒藥攻病必隨人之虛
實而處置非一切而用也姚僧垣初仕梁武帝因發
熱熱欲服大黃僧垣曰大黃乃是快藥至尊年高
不可輕用帝弗從幾至委頓元帝常有心腹疾諸

醫咸謂宜用平薬可漸宣通僧垣曰脈洪而実此有宿食非用大黄无差理帝從而遂愈以此言之今醫用一毒薬而攻衆病其偶中病便謂此方之神奇其差誤乃不言用薬之失如此者衆矣可戒哉不戒哉

らうりの音いふよあるへし放生會糍土輪団の類これらあるまてこれらを作して繪成ちりとあるせしもを製して画たるをちりとしてあるへきたし剥あるにあらすさ

料理の字亜りあらにあるまてもいてい今俗間多く食物のよろしき用ゆ肘后百一方（治卒得蟲鼠諸瘻方第四十一）云取猫狸一物料理作羹如食法空心進之云々と論じとすへし

千金翼方巻 飛煉門猪肚煮石英服方中
猪肚一具浄料理如食法

華氏中蔵経の名唐よ拾て石盤の中ふ落する所といふ事や未審し唐李濬撰異記よ物之異聞といふ部よ中蔵上薬と記しておふあるいぬめあるる事あるや名同しかれ記してなきなり（続医説中蔵経山薬の名あるによて唐巳下の書なりとおもひしるさ）（中華の唐代の調よりそ甚なるつきし名ゆくいとそりて云ふ名つけしや）りまんりまく魚も肘后方よあるま媚れるを（巻五治癰疽妒乳諸毒腫方第三十六）味糟魚も千金方よ原ろうま（巻二十二癰疽瘰癧背香鼓魚の方）

金匱芦根汁解鯸鮧毒

東坡句に蔞蒿地満蘆根（芽）短正是河豚欲上時
又石湖句に荻芽抽筍河豚上又張安国句に憑
君只問河豚信已報春洲荻芽生出乃詩句
景境に就ていふにあらず葛氏肘后方（治食中諸毒方）
食鯸鮧魚中毒剉蘆根煮汁飲一二升
良とそ陳蔵器政和證類本草禹錫引日華
子言云河豚有毒云々以蘆根及橄欖等解之
（李時珍本草綱目鯸鮧河豚為一物也信恬按肘后方食鯸鮧魚中毒剉蘆根煮汁飲一二升良按此蘆根解毒已先於日華也）
本草綱目引厳有翼芸苑雌黄云河豚水族之
奇味世傳其殺人余守丹陽宣城見土人戸々食之

[illegible]

但用菘菜蔞蒿荻芽三物煮之亦未見死者云々とあれ
もの事まても古き人の詮不苟ること云べし
食醫心鏡黄帝云食甜瓜竟食鹽成霍乱（肘后百一方附）
（方引之）今俗夏月甜瓜を食ふ後直茶を飲ハ
いふまや
顔真卿顔氏家廟碑に魯の字を魯と作る
白に从ふハ未審なることもしる説文によれるなん
魯説文かくのことし
ふ（大）かくしたる山の端（出）つる月ととりつ（好）きさ（此）んなん秋のゑ
ち（至）うつらち（無）るとれ我めそ長崎の里人の歌なりけり

仙臺正宗の額に東からまへる説明すはぬけて
いつきの雲にのたしまゐらんとよみけるを
此類ある事古き證とやいふへし
呉船録に雷洞平といふ處あり自釋して
日凡言平者差可以托足之處也とあり箱根
に大たいら小たいらといふ處ことうくし
あまとるへし
京都盧山寺に法然師源空手する所の選擇
集板藏もありといへる屋代輪池弘賢のもと
にて通閲しきとや
東九条村鳥丸の北に施薬院の森といふ處あ
り古の施薬院の跡なり今稲荷の祠あり
といへる
泉涌寺總門の内に悲田院ありといふ
和泉式部か女上まて賢媛なりとす至て法と
り尤ことあし其和歌の上手なるかことくし
のかゝし里中にも出色とも知る其醜なともる
に似たるも左に其證を列す
古今著聞集に和泉式部しのひて稲荷へ参
りけるに田中明神のほとりにて時雨ありし

ぬるゝ事ハ生てこそすれかくゆかしと云
まつは道命曰法華経をよみ奉るてらに
常なる事をよむしとかくもいひ給へ
とかくも五条の道祖（さい）の曰清くしてよみ
まいらせ給ふときハ梵天帝釈をはじめ
奉りて聴聞せさせ給へハ翁なとハ近
つきまいりて承るにおよばずこよひハ
御行水もなくてよみ奉らせ給へハ梵天帝
聴聞もなき隙に翁まいりよりて承り
ぬる事の忘れかたくとよろこびて去

よめる

の序

和泉家集に式部ハ一條院の時上東門院の
官女たりき大江雅致か女にして和泉守道
貞に嫁し　小式部を産む其後和泉守
にはなれてのちよりは為尊の御弟敦道親
王通ひ給ひ親王失給ひて平井保昌
か妻と成り保昌卒しゝて尼と成りて一
条北白川誓願寺に住る誠心院小御堂と
いふにすみて専意法尼といふと云

此序普通の本にあらし

古鈔本にあるを撮写す

婦人の再醮する貞徳の指するにあつくまゝ
かくのことき引あらそいまじや歌詞
は長ししたるものをまゝ論するたらさる
のみ

飛彈の工　正木見るしとのたくみとや出あらん
村雨ふれぬ笠とるまの山（西行大木集）

陸務觀入蜀記九日至晋恵遠法師祠堂云〻遊
西林乾明寺西林在東林之西云云正殿釋迦像著
寶冠他處未見僧云唐塑也云〻と京都萬祥
山大通寺遍照心院ハ八条櫛笥にあり方丈に寶

日本後紀桓武紀延暦十五年十一月己酉令天下諸國捜捕逃亡飛驛工
若有容隱科違勅罪

祿十三年庚辰に將來するところなりき

當麻寺化佛織造藕絲西方聖境圖説一类

圖

引　浙杭東林慈雲灌頂行者續法般譚

大和州當麻寺化人織造藕絲西方聖境圖縁起説

黄檗第四代沙门独湛堂述

東明寺嗣法门人悦峯章閲

附録遊高野山智荘嚴院記

東明　苾蒭道章題

豊前小倉侯の閑役某なるもの（年六十餘）表徳を松
調といひしか長崎丸山引田屋の袖扇と
いへる遊女になれ深く通ひけるに文化二年
渡来の清商劉雲臺なるもの亦此
遊女を呼揚たる一日松調翁か袖扇に[illegible]て
劉雲臺の女がならひしりはすなをそもて士し
あり云二八娥姣七九郎蕭々白髪對紅粧
杖藜扶入銷金帳満樹梨花壓海棠此詩
話長崎にして名高くなりたりしに劉雲臺
自作の如く人々傳へたり余近堅瓠集を閲
しに此詩は乃たるに頗異同あり浙中有年
六十三娶十六歳女為継室者人嘲之曰二八佳人七九
郎婚姻何故不相當紅綃帳裡求歡處一朶
梨花壓海棠
享保十年乙巳六番清舶載来する書に黄檗
鳴草一束あるを長崎の（○舶来書目中に[illegible]）寺に来住する僧
の詩集なるを[illegible]に謄写す

簫鳴草一本

閩山釋萑亭傳著
亭康煕甲辰金潮海翁氏
又同年　法弟嚴雲
跋同年　社弟陳朝肖野
集中の詩ニ舟入長崎一首崎陽客の故園諸君子
十首贈別藩鎮石河公歸東都一首題長崎聖
廟一首清涼菴題贈江外和尚一首贈別鎮臺
下部公丹波守鮮任歸東都一首口占二絶句戯
贈大鵰大師なとあり　法吉孫次郎蔵本ある

あり此書ハ大田南畝ニ贈れりとぞいへり
余むかし長崎ニ来れる頃二三月あまり
を一醜會（骨董家をいふ長崎の方言ことに小説中ニ出）唐医趙淞陽の
醫案一本を携へ来る余すなハち購得たり
しかしなから何年ニ来る者ならんと思ひしも
頃明倫堂ニ蔵する所の舶来書目を閲せ
享保十一年丙午の書目中ニ左の書其蔵来
すると書目ニ載せたり依て治療の要とすへき
此ニ記

午六番（廿六）　唐醫趙淞陽書物

類経十六本傷寒論三本石室秘録六本景岳
全書廿四本医説廿本彙聚單方六本医方集
解三本医門法律十本寓意草二本医貫六
三本證證治準縄十九本済陰綱目四本医葉鏡
六本本草綱目十九本顧體廣類集四本医衡
物[illegible]二本
唐館の内に圓呼罵くあるとし私通
するものあれハ墨哉要はめつらしく逐
出さるゝもあり琵琶記の中ニ舉子答の不
謹なるもの快将他黒室ゞ撲臉乱棒打出

まゝみゆることもあるなり
琵琶記第十七齣ニ如入寶山空手回の語あり本
邦俚諺ことゝくらふあるなり
又第三十齣ニ我問着你又藏頭露尾我也没奈何
の[illegible]なり
病人床ニ着くといふ俗語も病源候第六解
散候ニ羸困着床の語あり
案ニ一般の字も病源候中ニ出るなり
寒食散といへるも病源候ニ石散發する候ニ
必寒衣寒飲寒食寒臥せよといふことあるゆゑなり

易の注疏いまの普通の本ハ古の体裁にも
あらざるべし　訟卦上九鞶帯の注疏になく
て象辞の下にあり
枳の字シと音してキとよむもし呉音なるべ
しと思ひしに文選西京賦中に枳落の字
あり李善註に説文を引て　枳木似橘居紙
切とあり今の説文ハ諸氏切に作る字典亦廣
韻類篇韻會正韻を引て諸氏切音紙とし
居帋切ハ韻會を引かれ今の廣韻諸氏切と
為し又居帋切と註すれど又[illegible]善註に
引れたるも居帋切の音韻なるを知べし
且韻鏡第四轉牙音四等にして字母見
なることも亦證と為べし

水滸傳の二字毛詩に出たり演義の字潘岳の
西征賦に出

病源論小児雜病候中嗽候に若背冷得嗽月内
可治百日内嗽者十中一兩瘥耳との條にある
せきなりしもすとよむもあり

宋臣千金翼方序疾病之急無急於傷云云
傷寒卒[redacted]病論の解題と為べし

浪人の字日本後紀にみえたり桓武紀延暦廿三年
不論土人〻〻の語あり
鬮字賦詩を勒字といふ日本後紀嵯峨紀弘仁五年
六月丙寅播磨守贈正四位下賀陽朝臣豊年卒右京人也
云々尋友人小野永見命筆勒公字其詩曰白眼對三
公貴勝悪之云々
難經集註虞庶曰入腎為呻金母木子子之見
母發嬌呻聲也あまじたれあると訓ずべき
きや
西京雜記巻一漢帝相傳以秦王子嬰
所奉白玉璽高祖斬白蛇劍云々
皇朝三種神器の本つくふなるらん
又巻二昭帝時身毒國武陵家人獻寶劍上銘曰直千金
壽萬歳　皇朝に萬歳知貞則の刀甚おほかるべし
又巻三漢の宮中九月九日食蓬餌とあり　皇朝上巳
造るものとみへ龍舌胖の遺制にして鼠麹草にて
つくる事きこえのなり　蓬餌字借用べきのみ
とおもひつるに
陰陽の部位が立つるとかて聖人の教にして目あらん
かしきことの我推察するハせうてかたなわ

たとのたまへ已に易ハ未定なるにあらざるなり陰
陽を部分して推察するもちゐる医家の病類
診察すると體中のつくえぬ處ヲ推察する
な陰陽をもて治を為も香川吉益の徒為
対仁齋祖来の復古の業を善として陰陽医家
にかゝつるもあらぬハ擯するなり
治國平天下の道ハ言行の目にみゆるとの
りす就ハ執行ふところの本心術を理りして
礼楽を尊とする説理あるべくもかゝる医
家にてハ其理にハあらじかゝるもの多し

香川吉益の説如何ぞ哉や
素問金匱真言論冬病在陰夏病在陽春病在
陰秋病在陽といへるハ傷寒をまりよ風ミ熱病秋
に患ふることハ類しや
瑠璃壺といへる薬方書一冊を得たるを古鈔本に
して筆蹟紙材を見るに三百年許のものと見
ゆ年号及其世の人名ありき情もべし按源
氏物語若紫の巻に紺瑠璃の壺どもに御
薬どもをいれて云ゝとあるにて名つけた
るや古世薬種を瑠璃の壺につゝまれり

あるや〱　薬師獨活との縁なくて
夜深更に及までに數ゝ小便に行人糯餅
を食して治することは蘇沈良方に出る事
火物を假て溲道を温熱するは悪しかるべ
りかくあれども甚義あらず性命にあづ
方消渇の治方に辨しおける事

丹羽長秀鼈瘕図

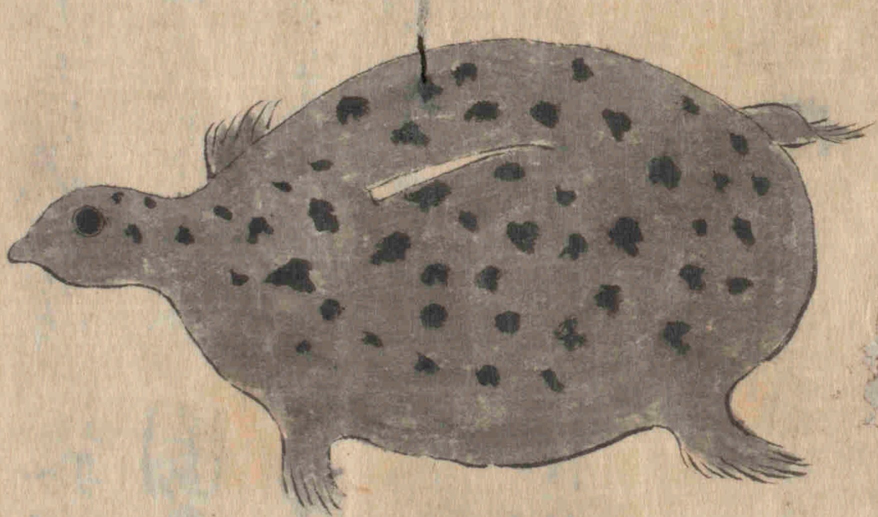

竹田法印蔵

屋代伯賢所蔵（無名氏雪中山崖）雪溪梅花の圖一幅無名氏
画くとみえたり　龍岡叟の賛あり　分鶴無
清俸探梅有好詩西湖山玉立雪後放船詩　龍岡
叟の下目折印（字）龍岡叟の三字みえたり　圖画考畧記ヲ（按スルニ）
龍岡ハ雪舟ニ説秘按久傳なり　其尾ニ鹿苑龍岡
老衲書ト題ス注ニ龍岡諱眞圭嗣大因ニ嗣天龍
大照圓熈ニ嗣夢窓國師ハ　龍岡左相國軒曰同慶ハ
とあり
汲古閣毛晋刻するとありて中興間氣集又何義門
手澤校正本にて世珍希書なるを褒歎

古刻　中興間氣集亡友長史曹云家有之乃舊刻
他時見仲友當訪求精按之　丁丑臯月承
宜塾中雨牕書　焯
康熙戊戌十月望以事往南海淀借蔣西谷寓舍架
上有抄本唐中興間氣集極弁集一冊覩其行
數字數似從宋雕影寫聞之乃述古堂故書也因
借歸呵凍是正遂成善本餘見他日甚抄惜或更
倩善書者重鈔錄尤不負老子一再勘以貽爾
曹之意也　焯記
又無名氏の跋文あり

是冊盖義門許授秘本壬寅夏余弟宜寛自京師歸
余乃甚本渡此以何而先生函問至矣讀書種子已絶矣
不哀哉
石田己之助なるもイタヤ楓をもてくみたる篋を七
サケとしてくるとのび勝れたるりうあるを秋田の
太守あるし
三五夜中新月色二千里外故人心むかしよりも
詩説あれしも三五をは十五夜の事新月を三
日月のかくさ限りたる事あすするを十五夜の
月圓満をいへりしを三日月のさとかわるなり
蒹葭ならし二千里のあなたなる故人の
心は霽然をもたのしと興したるとのある
属し
俗は畫の移をかしく事の体しあまりすまれ
る雅秋の体すなわち春なるへしとふあすする
畫芳秋縦のるちる人秋なる人とふし
べちん。と偶思をする
爰良椿翁終に隣て頌を書して曰く遊夢塵中
七十年覚涼枕上月明天欣求不遠西方土乗乃目
お般若船頌示窓悟異志か究するるは閑かに跡

め公頌あり上海塩縣蔣十八居士蔣念二孺人日誦大乗断
除嗜欲一日洗漱更衣焼香念佛面書頌而終云〻
蔣孺人頌曰看過蓮經万四千卒生香火有因
縁西方自是吾帰路凡月同乗般若舩
云〻めて書籍しるり宋板百川学海ある和
て見えたるを後古き板本に見えさるまゝ
頃古夫于亭襍録にも見えたる亦云〻めて
補あり
稗海中不收画墁録りも亦、云〻の補あり
病源候論雀瘻候有物随小便出状如雀鷇（古本）古欽
本正保板并作鷇汪濟川本呉勉学本并（作）鷇皆

字書無見矣按鷇字之誤廣韻苦角切鳥卵音
而鷇与鷇通韻會鷇鷇倶克角切収覚部中
史記趙世家探爵鷇而食之集解綦毋邃曰鷇
爵子也楊子法言爵子及雞雛皆謂之鷇然則
雀鷇乃雀鷇之誤断然無疑也殳又或為殳文彡
或為夂字併可併考
病源雀瘻候有物随小便出状如雀鷇（元板）古欽本二通辺
保板倶作鷇汪濟川本作鷇呉勉學本亦同字書皆無
見按鷇者鷇字之誤且殳字躰或為殳文彡[redacted]或
為夂形字為形之類故轉写誤耳廣韻鷇苦角切鳥

卵然則雀㲉雀卵也而此㲉与鷇通[redacted]鷇宥韻

而韻會又收覺韻中㲉鷇倶克角切通韻可見揚子

法（方）言曰爵子及雞雛皆謂之鷇又史記趙世家集解

綦毋邃曰鷇爵子也據之雀㲉与爵鷇字相通

決然

景岳全書有瀛海曹[illegible]青南訂本九行廿四

字刻（位置）板正整比魯謙菴本刻文鮮矣

往年

俗ニ手足だるしといへる語あるはたるいハ垂な

り中風癱瘓の類のごとし　手足懈惰

なりふたり又かんだるいといへるハ懈惰

とだるんとは湿用まうたるしけつたるハ

又一物の語なり

結あの治の病なる毎日の高郭摠するゆゑ

さ激に狐狐頓なす[illegible]婦るり秋の留病卿

の使し出候といふことの三匹ほどかくと有也なり

たとも

江村君錫（名綬号北海）日本逸詩史曰内大臣実隆

號逍遥院致仕後詩云三十年来朝市塵扁舟帰去

五湖春平生慚愧無功業合對白鷗終此身每誠子

爰曰吾少年不努力老来悲傷無及汝曹宜勿倣尤
因課子弟謄写六経及史記漢書并世知公為和歌
巨擘而不知有文学故掲而出之挍するに余屋代輪池
翁蔵する公の自鈔開元御注孝経を閲す又
官庫史記公の自鈔本ある由聞けり

駒谷芻言 上古中古ハ郡県ノ制諸官一代
キリナレバ後ノ計ヲ思ヒ老ニ至テ逸楽冨饒ナランコトヲ思ヒ
ヘ人ヲ衛護シ吾ガ官爵禄ヲ得ンコトヲ欲ス我邦ハ諸士
世禄ナレバ子孫相続シ衣食ノ急務ハ思ヒモセヌニイカ
ナル小吏ニテモ商賈ノ豪家ヨリモ穏ナリ ヨクヨク貪
欲深キ人ハ中國ノ平常ノ人ヨリモ官情ヲ生セシ力右ノ
常禄ノ人ニアリテ禄ニ離ルレバ衣食ノ急ニ苦ム故少シ
覚ノ業アレバ人ニ売教ヘ口ヲ餬スルノ業トス表向ハ
穏ニ見ユレドモ内心ハ世ニ諂ヒ色ヲ以テ巧智ヲ以テ諂ワヌ躰ニ
見スル術至ラザル所ナシ見ヘクルシキ有サマニ因テ理ヲ推
テ考ルニ今此方ノ仕官ハ中夏ノ処士ナリ此方ノ浪人
ハ中夏ノ官情ニ十倍ノ俗情鄙心ナリ

清嘉定曹仁虎字来殷一字習庵 詩（呉門春日襍詩）
云青苔寂々閉重門銀葉香添寶鴨温落
盡櫻桃春事晩一簾微雨近黄昏宜

雲母片を火上に安て焚香を焚くの銀葉と云るハ邦俗の名と思しに宋詩を披るゝきて唐山の名なるを明らむ此時ハ清朝に始らざるべし　志野宗信も東山殿の侍人なりけれバ清よ先つて遠し古も雲母に代ずる某銀片を用し哉好事家某堂て古物を目撃せしと話りこし

文化十二年近衛左大臣基前公のもとに来らせ
給ふ五月七日田安卿しるし

たゞみるもあかぬ恵をも他の心尽してまゐらするに我まゐる同じ筆に白川少将御実君左て縦のいとのいまゝに絶せて千代のあすかゝしても結ふ契を我おもふ

産後奇疾

文化辛未壬申十月長崎興善町乙名末次忠助来

書中の一書左のことし

長崎御代官御支配所淵村寺野郷百姓吉左衛門

娘たか儀浦初次郎妻当申廿弐才ニ相成候者

去巳五月廿五日ゟ産後腹痛致候ニ付拙者相頼

依之即刻見廻療治相加候処其次翌日便致候処

右腹痛ハ少しも不相止方薬相用候得共一向験無之処

何寄如何様之症ニ成候哉と相尋候処方々相用候得共一向ニ候

右者私共[illegible]当村廿才[illegible]去ル未三月[illegible]村

之雄廿才嶋方ゟ之娘村[illegible]候[illegible]宮枝入

薬法相用候而も猶又申二月十五日巳の刻

[illegible]元右衛門[illegible]被成[illegible]三

升[illegible]申[illegible]翌十六日午ノ刻[illegible]

十弐匁余之塊石ニて長サ三寸[illegible]ニ而究め

[illegible]小便ニ通し候而も女[illegible]通し

不申候ニ依之御料ニ而医師相招シ申[illegible]

[illegible]

[illegible]世間大変之病症ニ付其人[illegible]

元右衛門右石落候川側[illegible]包み

持候即刻御代官[illegible]

[illegible]吉[illegible]元右衛門

[illegible]御[illegible]

[illegible]

[illegible]御慈悲ニ而御上御料[illegible]

[illegible]御料[illegible]

付[illegible]廿才専相用申上候以上

長谷川御代官所[illegible]廿才[illegible]

[illegible]按摩[illegible]

落紙

屋代弘~~景~~賢落紙の考のごとし
清人阮元七経孟子考文序云揚州江氏随月
楼所蔵乃日本元板落紙印本とあるは落紙と
いふ物なき美濃の十文字紙のことなり享保の御
時に始て美濃の十文字紙に擬て漉させ
たれたる十文字なきにしも落紙といへるも疑
ちあきてもあれるは何ゆゑに落紙と名付しや
詳ならず竊に按するに落は苔の本字なるへく
側理の一名のよし諸書に見えたるあれは側理紙な
落紙といふなるへく（格致鏡原に蕭子良の書を引て落紙の名みえたれとも後の文にさま／＼にてまた是とすへく側理紙の一名と見ゆ）十字文即側理紙にしてまた
あるまじきものとも云べきにや　拾遺
記に側理紙南人以海苔為紙其理縦横邪側
因以為名とあり其縦横邪側といふに據て
十文字紙を落紙と称したるなるべし　○本
草綱目に水中苔取以為紙名苔紙とみえたれ
ども是を下に青黄色とあれは是実に
あり苔紙を用て漉たるものなり此等は落紙とは
別ものと見えしなるなり

経行腹痛

澹寮方心腹痛門有婦人經脉行而先腹痛

急〻如律令

急〻も急速之義にあらず急緊の義なり千金翼養小兒門勿令血入咽入咽殺兒急〻愼之

清王院亭劍俠傳（虞初新志第九巻）

結束爲急裝云〻 ○イソグヨソヲヒト譯スルハ非ナリ是ハ亦緊急ノ義ナリ

欲陰雨即發

百一選方吳仙丹方後中丞苦痰飲每食飽或晴陰節變率用十日一發頭疼背寒嘔吐酸汁云〻

千金翼第廿一療風方条ニ心悶欲嘔吐項、強欲陰雨即發者ニ其の證の人往〻あり今世にも黴毒頭痛あるもの婦人血分に病ある人に多し

医方考頭聚九十五門經驗良方二仙散氣下注者云〻晴陰皆發

林雲銘

張山來虞初新志第五ニ林四娘記といへる一事あり雲銘の文なり

昇田院乞兒

同書乞者王翁傳も徐芳仲光の文也山來の跋東坡有言上可以陪玉皇大帝下可以陪昇田院乞兒との東坡の言何書に出るや知らず

[illegible]田と悲田と同しかるへし

菊すひ

同書に花隠道人傳といへる文あり高職字公旦といふ人のこと傳にしるし朱一是之近修の文なり其傳中に宅傍築垣墻圍地數畝植菊五百本一僕長鬚赤脚善橐駝之術道人率之藝植漑灌夏日當午蟲有長頸烏喙冠菊顛者秋有白皙如蚕咬菊根者必伺而攻去之二為渠魁他蟲種々咸治無赦云々

吹簫目疾歯病愈

同書に簫洞虚小傳あり臨川車衮字龍文世称洞虚子者の傳をしるし文を傳白衡といふ人なり文中にいはく今簫非簫也蓋古尺八寸と山泉の跋にいはく撫軍某患目疾予（韓公翊）（あるひとこの傳にし）授以吹簫而愈制府某患歯病予

同上 授以吹簫而愈

針葉荷葉

同書陸次雲雲士湖壖雜記にいはく一万暦間[illegible]姓医者[illegible]仙に事て荷ノ葉にて大なるも

畀因も悲由と同つ本也　珍蔵什襲無

行針先以針針芽上療疾昂（命）人擬之

徐秋夫

附子与参朮異

金匱鉤玄心痛痛甚者脉必伏多用温薬不可用附子不可用参朮（今医林類聚巻九十四ハ鉤玄与此少異今从余）

毎に附子を用る本経の温中破癥堅積聚といへる功なるを證すとき人附子を畏る補薬とのみ心得るハ深く考ふまじき鉤玄の語にて参朮とは違ふことを知べし

銀河圓

醫方類聚巻九十五に朱氏集験方を引て　丸

銀河圓治腰疼如神とあり此の方も畢竟半は硫黄にて製するものにて方名雅致あり

浴着裾衫

同書に以経験良方を引て大學一士人夏月浴出未解裾衫忽寝熟遂致湿入腎経外腎膧背曲ニとゝあり畧

以　仲

又各五銭仲　又救急仙方を引て草烏六

両仲　胡蘆巴四両仲といふてもあるを何の義たることをしらず
又ろに引同書九仙餅方仲　豆蔻十錢仲　厚朴五錢仲

仁字義

大田元貞（錦城）梧窓漫筆後編曰仁ノ字衆善行ノ總名タルヿ予カ言出セル新奇ノ說ニハ非ス程伊川曰四德之元猶五常之仁偏言則一事專言則兼四者（易傳）是專ニ言ヘハ仁ノ一字仁義禮智ヲ兼ヌト云ヿ也是仁ノ字道德ノ總名トナルサレト性中有仁義禮智四者何曾有孝弟来トハ云ハレタルヲ見レハ仁ハ衆善ノ總名ヲ能々知ラレタルニハ非ス　邢昺論語疏云仁者善行之大名也（里仁篇名疏）是仁ノ總名タルヲ明言セリサレ𪜈何故ニ門人ヘ仁ヲ許シ玉ハスナト云仔細ノ義理ヲ知ラサレハ邢疏ニテ論語ノ仁ヲ呑込ヘキニ非ス孔安國解為仁由己而由人乎哉云行善在己不在人者也（顔淵問仁章）仁之為善ハ西漢ノ儒既已知之サレ𪜈是ハ戰國以来孔門ノ仁ノ字ハ善ノ事ト云ヿハ聞傳ヘテ知リタルノミニテ實ハ徹底シテ其義理ヲ盡セルニハ非ス然シ予カ所說ハ漢宋儒氏モ畧知リタル事ニテ新奇ヲ言フニ非ルヿヲ知リタマフヘシ

杜詩考

同書云杜詩ニ糝徑楊花鋪白氈點溪荷葉疊青錢竹根稚子無人見沙上鳬雛傍母眠聯珠詩格ニモ此詩ヲ開巻ニ出セリ稚子ハ雉子ナリト云説アリ冷齋夜話ニハ賛寧雜志ヲ引テ竹根大鼠ナリト云皆非ナリ唐人食笋詩ニ稚子脫錦綳トアレハ竹笋タル事明ナリ韓子蒼モ笋名稚子老杜之意也ト云タルト夜話ニ載セタリ胡人ノ幼少ナルヲ胡雛ト云晋書ニ王衍觀石勒嘯上東門向者胡雛視有異志恐將為天下之患サテ楊貴妃ノ安祿山ヲ養兒トシテ錦綳ニ包ミタル故ニ祿山ヲ錦綳ノ兒子ト云昔時多紀、一學同安元安肅等ト共ニ韓文ヲ會讀シタル事アリ其日予不圖心ニ浮ミテ此詩ハ楊妃ノ祿山ト密通セル事ヲ作リタリ錦綳稚子無人見沙上胡雛傍母眠胡雛ノ養母ト同寢スト云コトナリ柳花ト云ハス楊花ト云ヘルモ夫故ナラント云一學ハ篤實縝密ナル人故御說ハ奇妙至極ナレ𪜈白氈青錢ナト何トモ解シ得スト云レタリ予其時洗兒錢ノ事ニテハ無キヤト云ヘリ貴妃ノ祿山ヲ錦綳ニ包ミタルヲ玄宗御覽シテ夫ハ如何ト御セラル祿兒ヲ洗フ也ト貴妃ノ答ヘタリ産湯ヲツ

カフト云事ナリ其時玄宗ノサラハ洗兒錢ヲ賜フヘシトテ與ヘラレタリ事開天遺事ニ見ヘタリサレ𪜈忽意ニ言出セルヿナレハ再度他人ニ此說ヲ不言ナリ予少時新唐書ヲ讀タルニ紀傳ノミヲ讀テ抄錄シ諸志ヲ不讀妄說ヲ言出セル翌年ノ春（文化五年戊辰）（正月四日）第二兒第三兒ノ新唐書ヲ讀タルニ我モ諸志ヲ讀ムヘシトテ五行志ヲ讀ミテ投卷シテ驚嘆セリ此詩實ニ楊妃祿山ノ事ヲ作レルナリ老杜ノ詩童謠ニ原テ楊妃洗兒錢ノ事ヲ詠シタルナリ予カ心ニ浮ミタル妄說ハ少陵靈アリテ予ニ暗ニ告タルヤト思フナリ

新書五行志云祿山未反時童謠曰燕々飛上天天上女兒鋪白氈氈上有千錢燕即范陽祿山以范陽節度使起兵覆兩京僭天位燕々飛上天也天上女兒即楊妃也

サレ𪜈其詩ハ唯風景ノ様ナリサレハ唐詩ニハ風景トノミ見ヘテ如此コト多カルヘシ唯此一首ヲ我等言中テタルニテ其他ハ知ルヘキノ路脉モ無レハ唐詩ハ解シ難キ者ト云ヿヲ此詩ニテ大悟セリ

古文孝經

著聞集孝行恩愛篇ニこく凡父母のつるり

ゆづるべきなくいしく孝經にみえたり廿二章のをはりの作成喪親章にもとづけて喪礼の儀式とさだまりしところなるべし著聞集を建長六年の跋あるものなれば當時古文孝經の行はれしを見るべし

肖像

同書畫圖門に同時後堀河院御位にておはせ給てゝ同御時に似せ絵を御好ありけるに北面下﨟共繪々方々の義をば左京權太夫信實朝臣を召してかゝせらるゝ事ありけるに太夫尉永親をも描させられてかくべからざる白襖きて小面に作き侍がゑしおきれて太刀をとりても御てもゑかゝりけるいみじくなんみえ侍りける

尚齒會

同書和歌門に承安貳年三月十九日前大宮大進清輔朝臣寶荘嚴院にて和歌の尚齒會を行はる　七叟　散位敦頼（八十四）神祇伯顯廣王（七十八）日吉祢宜成仲宿祢（七十四）式部大輔永範（七十一）右京權大夫頼政朝臣（六十九）清輔朝臣（六十九）前

式部輔紀光綱（六十三） 清輔朝臣假名序か

きりありきけり ここに尚歯會行はれ詩会に

て詠侍た和歌いかめしきものゝ 上古に一

度ありし事なり 一とせ此法有きれ来り

ありぬてにや ここし

養和二年春加茂社にて重保又尚歯會行なり

きけり 七叟 成仲宿祢（八十四） 勝命法師（七十一） 俊

恵法師（七十） 片岡祢宜家能（六十五） 祐盛法師

（六十五） 重保（六十九） 敦仲（六十二） 勝命法師假名序

かきけり 詩はなしにて成るのなかり

きこゆるや 此七叟の中に僧まじりたる

もおぼつかなし

喉上病

同書に 先女院（順徳帝の皇后）の女房たちの中に いまおもし

ろきものおほく侍りけり 医師時成がむすめ侍

後とて 御きゝ侍 佛師定慶がむすめ 誠におもとて

御きゝけるに ある女 越おのが額よ瘡の出来たる

越後こむかし川をやおつかゐ法るき見えてたび

ことさらに耳で見せ給へといひたりける

きこえしんごとりしあくだれて侍りし

そきん被りれたまへる被をもせざんなるすりかいゝし
侍ぐきしと見へさりけるさいくのさいおこし
かりきを利たぶひ寸かくまいれあふそう被のみ
しまる芸遠跨る所は尾張とてゆきを利 三日の
朝に時成がむすめあるがむすめつてあひがきいハ
友たりし家じゆまで時成と中する
のゐなずとひるまきれバびんごまうすまき
ふ助て左のしむべき時成とぜきまりて中
をさんくするうれもいみじいひて侍すまきい
時に尾張が咳病はしてとつふしける被侍僧
とふふ媚とを何被やこゑふぞといひくりまへる
過ぐるの人に餓鬼病被やえかれとかそこへゆき
きんバい侍僧まうすはじめ仍りしを恵しこへ免
せとけひるまりきを利 まうべくて見まうしのそむきなる
ひつ孫のくるのく

癨小鬼

同書怪異門に云の宮九北室をつゞらるゆへぐ
あるじいまはねぶりをしてさず一所おいて侍し
まどに法蓋被ちげしてたけ一尺七八寸ばかり
なる鬼のあし一つ有 赤きをかたいハ人のやうな

き利仏おはな申まいらせ候あきハ何趣のなりくだされ
ざらし仰ふききもれども ちとのくもいかにもらず申しる
にようんなからずしく人ゞのうく申世間に人のいふぶふ
あふ申ちとこそり仏地と申しろのいちとのきが為る
に申こられしとの候ことめ申つきいくすも相がく
ゆそ人々まつきて拝れがのみ申まいらせ候やす
ゑん申し越る候こちうくの人こゝみに申し申て
御身ほらさは念誦ともゝらは御ハり申ハミ身は
婦れ申者ハこられるまちらきやるまハこんまして
法の指南るべし申ぬくもいあるきつぶたせますふし

本間

申し上によりそのゆへの申しゆへの
名く者の御ゞくも申いだし多年すきさせもおいし
ませしるしきればいとおしくぞんしくそ
誠にきくぶずつくるればふ便なる事のこと
きより後了其まら候えめしを御にもらひ
にゑいうらな候入ませなして後へせ候れ
がうつゞかましてよたにかよげにまぼしと候のこ
て仏利相おしきかとも後へぞさらん
てあくときてなのく申しと申きれども多生の
宮下ちとむすぞうせみて法ゆじび候しもいはにに入し

ゆて我せ給くぞらうまゐりしまゝに思えて來しおき
まいらせたりける程にも海ゆびより治平
にゆく事ありて明けぬ由がでせきの事
いまらひきてさせ給て火の下にむかひて
せぬじう物ば海花ともでくちらせも
しにけり

寒露て瘧小男のまうあそも時に一夭
七八寸の物ともあれはこうれ苗小児之

（同書飲食）蕎麦

道命阿闍梨修行しありきけるにやまう
どの物くはせたりけるをこれはなにもの
ぞと問ければかしこにひたはへて侍るそ
はむぎとなん申すなりといふを聞てよみ
侍る
ひたはへてとりだにすゑぬそばむぎに
ししつきぬへきこゝちこそすれ
按するに蓋し蕎麦なるらん当時
邦俗いまだ盛に食さゞりし

索麪

同書に七月七日むぎなはその房中なるまゝに

よしきなきを食てよくよろ　法眼壽真ゝ
いろなれど世に美おゆるむきなきの
一房ゑしこにゑるぬちゝらん

宿飯造精　玄猪節糕

同書三巻覚法印が家のきん飯は米のいゐに
ちくりまゐれぞし
人いられごめ餅でい井ようしくめる
さのうかしさい餅飯こあるまし
みのこのもちはよめまゐる
あにょりもんにそつくるのさうさう

じんぐうすちるねゝおとゝくぞ

嶺南毒薬多　定年薬

醫方類聚百十一引簡易方神仙解毒萬病圓
条　凡居家或出入不可無此薬真濟世衛身之
寶　如嶺南毒藥最多若遊宦嶺表纔覺意思
不快便服即安二廣山谷間有草曰胡蔓草又名
斷腸草若以藥人急水吞之急死緩水吞之緩死
又取毒蛇殺之以草覆上以水洒之數日菌生其
上取爲末酒調以毒人始亦無患再飲酒即毒
發立死其俗淫婦多自配合北人與之情相好

多不肯遂北人回陰以藥寘食中比還即戒之
曰子某年来若後其言即復以藥解之若過
期不往必斃矣名曰定年藥北人届彼亦宜
誌之若覺着毒四大不調即便服之或於雞豚
魚羊鵝鴨等肉内下藥後食此物即觸發急
服此藥一粒或吐或利隨手便差

散藥

傷寒直格益元散方後此藥泛常多用然須爲
效至大而俗以病異藥同將謂妄行反招悔慢今以
黄丹加令桃紅色名曰紅玉散　加青黛令軽碧
色名碧玉散　加薄荷葉一分名雞蘇散主療不
殊收效則一俗目懵然何能别此可遠妄梅（恐悔）可
顯玄功後之學者其究心焉

新羅　高麗

鄭辰曰歐公五代史記謂新羅自晋以後不復至
云々（知不足齋叢書孔傳孝経序）　曾茶山謝柳全叔
縣丞寄高麗松扇花詩結末云請因賈客詔
君長二十餘年無使来　按するに上説の
ごときはさも三韓の彼土に親からざる
るを知べし　元世祖に至て我國扇の服

従すらの三十國にゐる三韓して其代よりも親附して書籍なとも多く受けり

しかつも今（本邦）あるものの[illegible]朝鮮本を元板に原くし、その多しくして宋板に原く

ものはあまいこみ此ゆくるなく

軽粉忌嚼

水銀軽車粉忌嚼

聖濟治酒癖食塊痰積及血氣血塊陰陽二毒

水銀煎方

水銀　鉛（各半両結砂子）、膩粉（半両）　硇砂（通明者）

蓬砂（各壹両）　礞石（一分）　巴豆（二粒去皮心膜出油研）

右七味除膩粉外合研勻用大棗八枚去核以水調膩粉塡於棗内以濕紙五重逐枚裹之灰内煨熟去紙并棗皮將棗肉与前藥同研勻毎服皀子大一丸安舌上勿嚼用姜棗湯呑下積滞効

酒布袋

醫方類聚百十三引袖珍方治酒積面黄黒色腹脹方甘遂末一錢右用糟頭猪肉一両細切如泥將甘遂末和勻通作一丸紙裹煨令香熟

亜出細嚼酒下臨臥取下酒布袋の如くなるの
俗間ニ人の腹に酒袋ありといふ類なるなる
べし　朋后治大咳[illegible]上[illegible]生[illegible]千金[illegible]

又左膜外不可鍼
又方第十九引朱氏集験方病人水在膜外切不
可鍼透膜初時稍愈再来即不可治いまの
針醫ら往病に鍼することの多し
宜詳決之審之

中痰
同巻引管見大全良方若手足嚲曳口眼
喎斜或一邊身體不隨或手足身中有一
點鈞痛膈噎多睡口中流唾涎此是中痰也
宜以參蘇飲及控涎丹或星香飲子皆效
右の説詳にしるしたれとも中痰の
字我異とおぼゆべし　劉河間の中風袋火合
生すといふも千金方ニ見え東垣もいひて
東垣の氣より生すといふも本事方ニた
べくいひて丹溪の痰より生すといふて
脉証ニあるも且中ニ痰の名をいはすしてなれ
三家吉說なすにあらず

潠水

近来の俗間に潠をもちふる事おほし是を病を治する法なりとて西土より從来ると帰なり誤なる左に記す

素問五常政大論氣寒氣涼（治以寒涼）行水漬之氣温氣熱治以温熱強其内守必同其氣可使平假者反之

王注行水漬之謂湯浸漬也此説非なること湯としたまへば本文治以寒涼の一句いかゞ看べきや

傷寒論太陽中篇發汗後飲水多必喘以水潠之亦喘

又太陽下篇病在陽應以汗解之反以冷水潠之若潠之其熱被劫不得去彌更益煩肉上粟起意欲得水反不渴者服文蛤散若不差者与五苓散

此二条を仲景潠水の此證に誤治なることを[illegible]戒しなるを後世の代に傷寒潠水法あるしかる此戒は說しなるを

後漢書華佗傳注引佗別傳曰有婦人長病經年世謂寒熱注病者也冬十一月中佗令坐石槽中旦用寒水汲潠云當滿百始七八潠戰欲死潠者懼

欲止佗令滿數至將八十灌戰掣欲死熱氣乃蒸出囂囂高二三尺滿百灌佗乃然火温牀厚覆良久汗洽出著粉汗慘便愈

南齊書褚淵傳時東陽徐嗣妙醫術有一傖父冷病積年重茵累褥牀下設爐火猶不差嗣為作治盛冬〻月令傖父髁身坐石上以百瓶水從頭自灌初与數十瓶寒戰垂死嗣伯為診之曰此尸注也其子弟相守垂泣嗣令滿數得七八十瓶後舉體出氣如雲蒸嗣令徹牀去被明日立能起起行云此大熱病也

南史張邵傳徐嗣伯字叔紹有孝行善清言位正員郎諸府佐彌為臨川王映所重時直閤將軍房伯玉服五石散十許劑無益更患冷夏日常複衣嗣伯為診之曰卿伏熱應須以水發之非冬〻月不可至十一月氷雪大盛令二人夾捉伯玉解單衣坐石取冷水從頭澆之盡二十~~斛~~斛伯玉口噤氣絶家人啼哭請止嗣伯遣人執杖防閤敢有諫者撾之又盡水百斛伯玉始能動而見背上彭〻有氣俄而起坐曰熱不可忍乞冷飲嗣伯以水与之一飲一升病都差自尓恒發熱冬月猶

單禪形體更肥壯
千金方姙娠諸病门治姙娠傷寒服湯後頭痛壯
熱不歇宜用此湯拭其身麻黄半斤 竹葉切一
升石膏三升為末右三味以水五升煮取一升去滓
冷用拭身體又以故布擒頭額胷心燥則易之患
瘧者加恒山五両

此拭法を灌水に數するゆへさらに比按
す

朱肱活人書（第廿一問）近人傷寒脉洪大内外結熱舌巻焦
黒鼻中如煙煤則宜以水漬布薄之疊布数
重新水漬之稍捩去水搭於胸上須臾蒸熱又
漬令冷如前薄之仍数換新水日数十易熱甚
者置病人於水中勢纔退則已亦良法也
およそ清をあみる寒抔の法は蠻夷宋俗の
用事とあるべし さるを我近人をいまし
を、朱氏の高術人多く用ひしなるらん
朱氏は大観年間に活人書あらはし
たり 本邦養和元年閏二月平相
國清盛薨せしときに大熱一城苦しみて
宮さもは大に灌きし趣平家物語に

載たり。これも而時大宋の僧が彼土より
て右の法が傳へ来りて試しけるづし
今の世の如くならばいかにお國の医をし
ても三毒にまが篇くの程あらんや。至時
代相應ちるべし。必傳來の法にまなし
なり。

薑擦子

直選方七宝散治諸般咳嗽方五味子罌粟殻
陳皮甘草杏仁各等分同炒用薑擦子攪令香云云
今いふ本者を生薑ありなり。散令に桑萄切青薩

今撤同韓医之月蝕詩曰生如擦子欲せとこめく
[illegible]方搭[illegible]名方中無者
意脳飲ナナ父[illegible]七月曽見大全云云方

34